

## 【医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係るQ&A】

### Q1 どのような経費が対象となるのでしょうか。

(A)

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。
- 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められている医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。  
※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

### Q2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

(A)

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

### Q3 対象中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(A)

- 申請は各施設で1回のみです。

### Q4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

(A)

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。
- ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

※取組の例（例示であり、これに限るものではありません。）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備

- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

**Q 5 新型コロナ患者の受入れ対応等をしなくても対象となるのでしょうか。**

(A)

- 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっていません。

**Q 6 医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。**

(A)

- 標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は兵庫県国民健康保険団体連合会（本県の事務委託）で行うことを想定しています。
- 原則としてはオンラインにより申請いただくこととなっていますが、それ以外の申請方法の詳細は調整中です。  
 ※ 医療機関等への支払いについても、国民健康保険団体連合会（本県の事務委託）で行うことを想定しています。

**Q 7 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県の国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第 165 条の 3 第 1 項により、認められるのでしょうか。**

(A)

- 地方自治法施行令第 165 条の 3 第 1 項により、普通地方公共団体は、同令第 161 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる経費等について、支出の事務を委託することができることとされています。
- 医療機関・薬局等において緊急の対応が求められている新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策や診療体制の確保等を支援するための補助金の支出については、新型コロナウイルス感染症の感染が続いている中で、新型コロナウイルス感染症の患者やその他の患者に対して、感染拡大を防止しながら適切な医療を提供する体制を緊急に確保しなければならない医療機関・薬局等に対して、即時支払により迅速に交付しなければ補助金の交付の目的を達成することができないものであることから、同項第 12 号の経費として、都道府県が支出の事務を国保連合会に委託することが可能です。
- なお、この内容については、総務省自治行政局行政課と協議済であることを申し添えます。

**Q 8 年度途中で、法人成り等で開設者に変更（個人⇔法人）があった場合は、それぞれが補助対象となるのか。**

(A)

- 個人と法人の開設者の変更であって、実質的に同一の医療機関である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りします。  
なお、補助金を受けた後に開設者の変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反すると認められる場合は、不交付となります。

**Q 9 年度途中で、事業譲渡等で開設者に変更があった場合は、それぞれが対象となるのか。**

(A)

- 補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反すると認められる場合は、不交付となります。

**Q10 対象経費で「(概要) 従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く」とあるが、この除かれぬ者であることの証拠書類はどのようなものか。**

(A)

- 「従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く」ことを確認する申請様式としており、含まれる場合はファイルを出力できない設定としています。

**Q11 すでに廃止している医療機関等でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるか。**

(A)

- 申請時に廃止している場合は、対象となりません。

**Q12 医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金については、法人税の課税対象となるのか。**

(A)

- 他の補助金と同様、法人税の課税対象となります。

**Q13 医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金について、持続化給付金との併用は可能か。**

(A)

- 持続化給付金を受けた医療機関等においても、要件を満たせば、感染拡大防止等支援の補助金を受けることが可能です。